

事務連絡
令和2年7月1日

事業主各位

出版健康保険組合

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が
急減した者についての健康保険の標準報酬月額の特例について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請を契機として、休業に伴い所得が急減する、あるいは休業中に賃金を受けることができなかった被保険者について、令和2年6月24日付で厚生労働省から通知された「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例について」に基づき、下記のとおり、限定的に標準報酬月額を改定できる特例の措置を設けることとなりましたのでお知らせいたします。

また、この特例措置は、被保険者から事業主に対する書面での同意等が必要となりますので、本特例措置について、被保険者へ御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 措置の内容

事業主から、休業により報酬に著しく低下が生じたものとして届け出があった場合には、随時改定（月額変更）に係る保険者算定（健康保険法第44条第1項の規定に基づく報酬月額の算定の特例をいう）により、急減月※に受けた報酬の総額を基礎としてその翌月から、標準報酬月額を改定できる取り扱いとなります。

※「急減月」とは、令和2年4月から7月までの期間の1か月であって、当該休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月。

2 対象者

次のいずれにも該当する被保険者。

- (1) 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業させたことによって、急減月が生じた者。
- (2) 当該急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者。(報酬が支払われなかった者を含む)
- (3) 本特例措置による改定を行うことについて、本人が書面(参考様式)で同意している者
※本特例措置による改定を行う場合は、傷病手当金及び出産手当金、年金額への影響も生じることを、被保険者本人が十分に理解した上で同意する必要があります。
- (4) 被保険者期間が急減月を含めて3か月未満の者については、本特例措置の対象となりません。
- (5) 急減月の翌月に被保険者資格を喪失する者については、当該急減月の翌月の保険料が賦課されないため、本特例措置の対象となりません。

3 急減月の期間

急減月は、定時決定までの間の臨時特例措置であることから、令和2年4月(緊急事態宣言が発せられた月)から7月までとなります。

4 提出書類

事業主が「被保険者報酬月額変更届(特例)」(別添1)の届書に、申立書(別添2)を添付し、当組合に提出してください。(当組合ホームページよりダウンロードが可能です)

5 本特例措置による改定後の随時改定

休業状況が改善し随時改定の対象となる場合(例:休業手当の支給が通常給与に切り替わった場合等)には、従前のおり、随時改定の手続きにより「被保険者標準報酬月額変更届」の提出が必要となります。

6 7月分又は8月分から本特例措置による改定が行われた場合

7月分又は8月分から本特例措置による改定が行われた場合、9月の定時決定の対象とならないことから、当該者について、当該休業が回復した月から継続して3か月間（3か月とも支払基礎日数17日以上等）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、本特例措置による改定での報酬月額と比べ、2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無に関わらず通常の随時改定を行う必要があります。

7 注意事項

(1) 「2対象者(3)」の同意については、事業主に対して被保険者本人からの自署による同意書の提出が必要となります。また、関連する書類については、当組合に届け出た日から2年間の保存が必要となります。

(例：休業命令が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の本特例改定の申請内容への同意書など)

(2) 本特例措置の受付期間は、令和3年1月末までとなります。

(3) 本特例措置による届け出は、同一の被保険者について複数回行うことや届け出後に急減月の選択等を変更すること等はできません。

8 厚生年金保険との関係

健康保険と厚生年金保険については、一体的な取り扱いを行っていることから、同様の手続きを行ってください。

<お問い合わせ先>

業務部 適用課 電話 03-3292-5005 (ダイヤル)

大阪支部業務課 電話 06-6944-4300